

令和6年度
宮 代 町
一般廃棄物処理実施計画

宮 代 町

1 目的

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「宮代町廃棄物の処理及び再利用に関する条例」に基づき、単年度ごとの一般廃棄物処理事業の計画を定めるものです。

2 計画区域

宮代町全域

3 計画期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

4 計画処理量

(1) ごみ・資源

(単位：t)

一般廃棄物の種類		計画処理量	合計	
ごみ	燃やせるごみ	6,576	6,906	9,317
	燃やせないごみ	298		
	有害ごみ	32		
資源	リサイクル※1	1,555	2,411	
	資源プラスチック類 ※2	856		

※1 びん・缶・ペットボトル，新聞，雑誌・ざつがみ，段ボール，飲料用紙パック、布・衣類

※2 プラスチック製容器包装以外のプラスチック類も回収

(2) し尿・浄化槽汚泥等

(単位：k1)

種類		し尿 ※1	浄化槽汚泥等 ※2 ※3	合計
計画処理量	クリーンセンターあさひ	69	4,460	4,529
	うち農業集落排水処理施設	—	490	

※1 し尿混じりのビルピット汚泥を除く

※2 し尿混じりのビルピット汚泥を含む

※3 ディスポーザー汚泥を除く

(3) 動物死体

(単位：体)

種類		犬猫等	合計
計画処理量	久喜宮代清掃センター	140	140

※ 動物の死体は 30 kg未満まで

5 ごみ処理に関する施策

区分	事業名	事業内容
発生・ 排出抑制	町が収集（回収）する家庭ごみの排出に関する事	家庭系廃棄物は、指定された方法により、指定された日時にごみ集積所等に排出する。
	指定ごみ袋による排出に関する事	家庭から集積所に排出される廃棄物のうち、燃やせるごみ及び燃やせないごみについては、「実費負担方式」による指定ごみ袋に入れて排出し、分別の徹底及び排出抑制を図る。
	生ごみ処理容器等購入費補助金交付制度に関する事	家庭や事業者を対象に、生ごみ処理容器等（コンポスト・EM処理容器・電気式生ごみ処理機・業務用生ごみ処理機）の購入費の補助により機器の普及を図り、排出抑制を推進する。
	電気式生ごみ処理機の貸し出しに関する事	家庭から排出される生ごみについて、電気式生ごみ処理機の無料貸出を行い、生ごみ処理機の購入を推進する。
	家庭用剪定枝粉碎機の貸し出しに関する事	家庭や営利を目的としない団体（小中学校・ボランティア団体等）から排出される剪定枝について、家庭用剪定枝粉碎機の無料貸出を行い、資源化（たい肥化）を推進する。
	資源集団回収事業報償金制度に関する事	登録団体に対して資源回収物（新聞、雑誌・ざつがみ、段ボール、飲料用紙パック、布・衣類）の取扱業者への引渡数量に応じて報償金を交付することにより、公共回収への排出抑制を推進する。
	事業者に対する排出指導の実施に関する事	事業者が排出する事業系一般廃棄物は自らの責任において適正に処理する。 事業者が事業系廃棄物を適正処理できるよう解説した「事業系ごみ適正処理ハンドブック」を冊子や電子データ提供する。

発生・排出抑制	事業者に対する排出指導の実施に関すること	<p>月平均 1.5 トン以上の廃棄物を搬入する多量排出事業者について、減量計画書の提出を求め、その結果を報告させることにより、排出抑制を図る。</p> <p>事業者は、店舗や会社などから排出される事業系ごみを家庭系ごみ集積所に排出することはできない。</p>	
	資源分別回収に関すること	紙類（新聞、雑誌・ざつがみ、段ボール、飲料用紙パック）、布・衣類、びん・缶・ペットボトル、資源プラスチック類の分別回収を実施する。	
分別・再資源化	分別指導に関すること	<p>住民負担を軽減するために、家庭で人が使用した紙おむつ（尿取りパッド）は透明袋又は無色半透明袋で排出することができる。</p> <p>収集作業中に分別不良のごみに分別指導シールを貼付することにより、再分別の排出を促す。</p> <p>自己搬入の分別状況を確認し、必要に応じて排出者に分別指導を行う。</p> <p>家庭から排出された「燃やせるごみ」の湿ベース組成分類調査を行い、分別状況を把握する。</p> <p>ごみと資源の分別を促進するため、「家庭ごみ・資源物収集カレンダー」の配布や「ごみ分別アプリ」を無料配信する。</p> <p>家庭ごみの分別や収集日を利用者にお知らせする「家庭ごみ・資源物集積所」などの看板を無料配布する。</p>	
		再資源化に関すること	<p>宮代町が締結している小型家電リサイクル法認定事業者との連携協定に基づき、小型家電及びパソコンの宅配便戸別回収を実施し、再資源化を図る。</p> <p>プリンター製造事業者が共同で実施している「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」に参加し、家庭用の使用済みインクカートリッジを回収する。</p> <p>事業者から発生した食品廃棄物（事業系一般廃棄物）の減量化・資源化を推進する。</p>
			<p>ごみ処理の現状やリサイクルに関する話題や情報等を広報紙等に記載する。</p> <p>ごみの減量化や再資源化を促進するため、ホームページに情報を掲載する。</p> <p>市町等主催のイベントへの参加や行政</p>
			<p>ごみ処理の現状やリサイクルに関する話題や情報等を広報紙等に記載する。</p> <p>ごみの減量化や再資源化を促進するため、ホームページに情報を掲載する。</p> <p>市町等主催のイベントへの参加や行政</p>
		<p>ごみ処理の現状やリサイクルに関する話題や情報等を広報紙等に記載する。</p> <p>ごみの減量化や再資源化を促進するため、ホームページに情報を掲載する。</p> <p>市町等主催のイベントへの参加や行政</p>	
		<p>ごみ処理の現状やリサイクルに関する話題や情報等を広報紙等に記載する。</p> <p>ごみの減量化や再資源化を促進するため、ホームページに情報を掲載する。</p> <p>市町等主催のイベントへの参加や行政</p>	
	<p>ごみ処理の現状やリサイクルに関する話題や情報等を広報紙等に記載する。</p> <p>ごみの減量化や再資源化を促進するため、ホームページに情報を掲載する。</p> <p>市町等主催のイベントへの参加や行政</p>		
<p>ごみ処理の現状やリサイクルに関する話題や情報等を広報紙等に記載する。</p> <p>ごみの減量化や再資源化を促進するため、ホームページに情報を掲載する。</p> <p>市町等主催のイベントへの参加や行政</p>			

そ の 他		区・自治会などから要請があった場合は出前講座を実施する。
	ごみ集積所の設置・変更に関すること	ごみ集積所の設置等は、「宮代町ごみ集積所設置等に関する指導要綱」に準じて設置・変更する。
	ふれあい収集に関すること	自力でごみ等を持ち出すことが困難で、身近な人等の協力を得られない世帯を対象に、申請に基づき戸別収集を実施する。
	一時多量ごみに関すること	ごみ集積所に排出せずに、排出者自ら施設に搬入、もしくは一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼して処理するよう指導する。
	廃棄物減量等推進員制度に関すること	ごみの減量及び資源化等についての行政と住民をつなぐ地域のリーダーとして、町長が任命する。
	ごみ集積所環境整備補助制度に関すること	ごみ集積所の清掃活動や維持管理に必要な経費の一部を補助することにより、ごみ集積所を清潔に維持管理する地域の活動を支援する。
	動物の死体に関すること	動物等の死体は、自己搬入もしくは許可業者による収集により処理する。
	資源持ち去りに関すること	家庭系廃棄物のうち、集積所に排出された新聞、雑誌・ざつがみ、段ボール、飲料用紙パック、布・衣類、金属類を第三者が持ち去る行為を未然に防ぐため、資源持ち去り防止パトロールを実施する。

6 し尿・浄化槽汚泥等に関する施策

区分	事業名	事業内容
発生・運搬	し尿及び浄化槽汚泥等の運搬体制に関すること	し尿及び浄化槽汚泥等の安定的・継続的な運搬体制を確保する。

7 収集運搬計画

(1) ごみ・資源

久喜宮代清掃センター

(単位：t)

種類		排出方法	収集運搬主体	計分量	収集回数	搬入先
ごみ	燃やせるごみ	指定袋	委託	5,120	週2回	焼却施設
		透明袋又は無色半透明袋	許可	1,401	随時	
			自己搬入	55		
	燃やせないごみ	指定袋	委託	282	月1回	粗大ごみ処理施設
		透明袋又は無色半透明袋	自己搬入	16	随時	
	有害ごみ	透明袋又は無色半透明袋	委託	31	月1回	
自己搬入			1	随時		
資源	可燃系リサイクル ※1	ひもで十字に縛る	委託	984	月2回	久喜宮代資源リサイクル事業協同組合
			許可	27	随時	
			自己搬入	1		
	不燃系リサイクル ※2	透明袋又は無色半透明袋	委託	528	週1回	(株)ウィズウェイストジャパン
			許可	14	随時	
			自己搬入	1		
	資源プラスチック類	透明袋又は無色半透明袋	委託	832	週1回	
			許可	23	随時	
			自己搬入	1		

※1 可燃系リサイクル（新聞、雑誌・ざつがみ、段ボール、飲料用紙パック、布・衣類）

※2 不燃系リサイクル（びん・缶・ペットボトル）

(2) 収集しないごみ

廃棄物の処理及び再利用に関する条例第23条各号、第24条に規定する廃棄物及び製造事業者等に引き取り義務があるものを排出してはならない。

種類	例示	処分方法の指示
有害性のあるもの	工業薬品等（硫酸、塩酸、苛性ソーダ等）	販売店又は専門の業者等に引き取りを依頼し処理すること。
危険性のあるもの	ガスボンベ類等	販売店又は専門の業者等に引き取りを依頼し処理すること。
爆発性又は引火性のあるもの	ガソリン、シンナー、灯	販売店又は専門の業者等に引き取

	油など	りを依頼し処理すること。
著しく悪臭を発するもの	現像液等	販売店又は専門の業者等に引き取りを依頼し処理すること。
特別管理一般廃棄物に指定されているもの	廃棄物処理法第2条第3項の規定に基づき政令第1条各号で定めるもの	専門の業者等に引き取りを依頼し処理すること。
特定家庭用機器再商品化法により指定されているもの	エアコン、洗濯機、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、衣類乾燥機	取り扱っている小売業者又は製造事業者、廃棄物処理業許可業者に処理を依頼すること。
一般廃棄物広域認定制度により認定されているもの	パーソナルコンピュータ	製造事業者等に引き取りを依頼する。
	自動車	自動車販売店等の事業者等に引き取りを依頼する
	自動二輪車及び原動機付自転車	販売店や指定引き取り窓口に処理を依頼する。
	消火器	製造事業者等に引き取りを依頼する。
	F R P 船	製造事業者等に引き取りを依頼する。
	火薬類	製造事業者等に引き取りを依頼する。
	印刷機	製造事業者等に引き取りを依頼する。
	密閉型蓄電池及び開放型蓄電池	製造事業者等に引き取りを依頼する。
適正処理困難物	オイル、バッテリー、タイヤ、耐火金庫、ピアノ、ボーリングのボール、卓球台、ダンベル、ソーラーシステム、太陽熱温水器、パチンコ台、スロット台、ドラム缶、つけもの石、農業用機械、農業用ビニール、農薬、リヤカー、コンクリート、ブロック、かわ	販売店や専門の処理業者等に引き取りを依頼する。

	ら、土木建築廃材、家屋の解体やリフォームに伴うもの等	
在宅医療廃棄物（鋭利なもの）	注射針、点滴針、翼状針、ペン型自己注射針	かかりつけの医療機関や薬局に返却する。

(3) し尿・浄化槽汚泥等

(単位：k1)

種類	収集運搬主体	施設名	計画量	搬入先
し尿 ※1	委託	クリーンセンターあさひ	69	し尿処理施設
浄化槽汚泥等 ※2	許可		4,460	
		うち農業集落排水処理施設	490	
合計			4,529	

※1 し尿混じりのビルピット汚泥を除く

※2 し尿混じりのビルピット汚泥を含む

※3 ディスポーザー汚泥を除く

(4) 動物死体

(単位：体)

種類	収集運搬主体	施設名	計画量	搬入先
犬猫等	許可	久喜宮代清掃センター	10	焼却施設
	自己搬入		130	
	合計		140	

※ 動物の死体は 30 kg未満まで

7-2 一般廃棄物収集運搬業及び浄化槽清掃業の許可について

本計画において、許可業者が収集運搬主体となる一般廃棄物収集運搬業務については、既存の業者の能力（業者数、許可車両の能力等）で対応することが可能である。これは、浄化槽清掃業務についても同様である。今後、適正な処理体制の確保のために必要と判断する場合がない限り、新規の許可は認めない。

7-3 事業系食品リサイクル推進について

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づくリサイクルを促進するため、食品関連事業者等が一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託して区域外の資源化施設で食品廃棄物の処分を行うときは、搬出先自治体の承諾が得られることを条件に宮代町長が必要と認めた場合、区域外の民間処理施設へ搬入（運搬）することができる。

8 食品循環資源等の再利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）に基づく処理

①（宮代町内企業からの委託処理によるもの）

施設名	株式会社アイル・クリーンテック 寄居工場
施設所在地	埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山328
処理方式	堆肥化
計画搬入量	10.8t/年 (カスミフードスクエア宮代店 10.8t)

②（宮代町内企業からの委託処理によるもの）

施設名	ニューエナジーふじみ野株式会社
施設所在地	埼玉県ふじみの市駒林1033-1
処理方式	メタン発酵
計画搬入量	20.04t/年 (セブンイレブン宮代中央店 4.2t、セブンイレブン宮代川端店 11.52t、セブンイレブン宮代須賀店 1.2t、セブンイレブン宮代和戸店 3.12t)

9 災害時における対応について

災害時については、宮代町災害廃棄物処理計画に基づき対応する。

参考

10 一般廃棄物収集運搬業許可業者一覧表（ごみ）

令和6年4月1日現在

番号	業者名	電話番号	住所	特記事項
1	(株)埼玉タウン	0480-24-4161	久喜市六万部 568-1	
2	(株)ワンステップサービス ※3	048-764-3333	蓮田市馬込 5-45	取限
3	(株)イズミ	050-3537-8725	行田市埼玉 4173-2	
4	(株)セントラル・アメニティ	0480-44-3116	久喜市久喜東 3-7-10	
5	(株)ヤマキ ※1	048-532-1740	熊谷市三ヶ尻字新山 3884	食リ
6	宮内建材興業(株)	0480-21-0813	久喜市野久喜 128	
7	町の便利屋いさかじゅん	090-8726-4966	加須市久下 4-46-7	
8	エイ・エル・クリーン	0480-34-6298	宮代町東 403-1	
9	(公社)宮代町シルバー人材センター	0480-37-1353	宮代町山崎 3	
10	清水商店	0480-32-0311	杉戸町清池 3-14-4	
11	(株)高橋産商 ※1	048-652-8884	さいたま市北区吉野町 2-5-12	食リ
12	富沢商店	0480-32-1549	杉戸町杉戸 484-2	
13	(株)高澤商店	0493-23-6392	東松山市六軒町 18-13	
14	安住環境整美(株)	048-798-1192	さいたま市岩槻区高曾根 1037	
15	(有)クリーンアース	0480-36-1651	杉戸町倉松 5-6-10	
16	(有)太盛	048-663-0461	さいたま市大宮区櫛引町 1-381	
17	日栄総業(株)	0480-21-1226	久喜市本町 7-2-88	
18	(有)岡本商事	0480-58-2520	久喜市八甫 4-663	
19	(株)十河サービス ※1※2	03-5995-3701	東京都板橋区南常盤台 1-18-7	
20	ウム・ヴェルト(株)	0280-23-2828	加須市栄 368-1	
21	(株)便利屋アルファ	048-682-5377	さいたま市見沼区丸ヶ崎 1220 バンチャオフィスK-1 203	
22	(株)高田産業 ※2	0480-34-5401	宮代町川端 4-13-5	

23	(有)瀬山商店	048-766-2171	白岡市白岡 824-18 グリーンレジデンス B-101	
24	(株)渡邊興業	0480-58-2525	久喜市八甫 2525	

- ※1 食リ：食品循環資源の再利用等の促進に関する法律に基づく廃棄物の取扱いを実施
- ※2 限定：許可区域内の事業所（店舗）限定許可
- ※3 取限：取扱品目の限定許可

参考

1 1 浄化槽清掃業許可業者一覧表

令和6年4月1日現在

番号	業者名	電話番号	住所	特記事項
1	(有)杉戸清掃	0480-32-4133	杉戸町清池 3-24-5	
2	都市管理サービス(株)	048-794-8000	さいたま市岩槻区上野 4-3-10	
3	共栄衛生(有)	048-735-0015	春日部市豊野町 3-5-1	
4	(有)観音前興業	0480-34-2027	宮代町国納 561	
5	(有)あすま商事	048-738-1511	春日部市豊野町 3-5-1	
6	(株)小島商事	0480-52-0367	久喜市栗橋東 6-22-54	
7	アテックス(株)	048-590-5707	北本市中央 4-74	
8	(株)安住環境整美(株)	048-789-1192	さいたま市岩槻区高曾根 1037	
9	(有)岡本商事	0480-58-2520	久喜市八甫 4-663	
10	エスシーエス(株)	048-936-1234	草加市青柳 2-19-10	
11	(株)渡邊興業	0480-58-2525	久喜市八甫 2525	